

令和5年

衣浦衛生組合第3回協議会会議録

令和5年9月28日

令和5年第3回衣浦衛生組合議会協議会会議録

令和5年第3回衣浦衛生組合議会協議会は、令和5年9月28日（木）午後4時20分衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

第1 協議事項（1） 衣浦斎園霊きゅう車の廃止について（報告）

2. 本日の会議に付した事件

（1） 議事日程第1

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 山口 春美 | 2番 | 大竹 敦子 |
| 3番 | 岩月ひろし | 4番 | 柘宜田拓治 |
| 5番 | 新美 交陽 | 6番 | 岡田 公作 |
| 7番 | 柴口 征寛 | 8番 | 杉浦 康憲 |
| 9番 | 橋本 友樹 | 10番 | 長谷川広昌 |

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 管理者 | 柘宜田政信 | 副管理者 | 深谷 直弘 |
| 副管理者 | 金沢 宏治 | 参 与 | 吉岡 初浩 |
| 事務局長 | 片山 正樹 | 庶務課長 | 高橋 文彦 |
| 業務課長 | 田中 秀彦 | | |

5. 出席した関係市職員

| | |
|---------------------|-------|
| 碧南市経済環境部長 | 生田 和重 |
| 碧南市環境課長 | 中川 知之 |
| 高浜市市民部長 | 岡島 正明 |
| 高浜市経済環境 グループリーダー | 島口 靖 |

6. 出席した事務局職員

| | |
|-------------|-------|
| 庶務課課長補佐 | 糟谷 勲 |
| 庶務課課長補佐 | 磯貝 光好 |
| 業務課業務班副統括主任 | 磯村恒代志 |
| 庶務課庶務係長 | 旭 陽将 |
| 庶務課庶務係担当係長 | 富山 順子 |
| 業務課管理係担当係長 | 奥谷 元典 |

7. 会議の経過

(午後 4 時20分開会)

○会長（長谷川広昌） 令和 5 年第 3 回衣浦衛生組合議会協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。よって、令和 5 年第 3 回衣浦衛生組合議会協議会は成立いたしました。

よって、会議を開会いたします。

これより会議に入ります。

本日の協議日程は、お手元に配付の協議日程表のとおりでございます。

○会長（長谷川広昌） ただいまより、協議事項（1）衣浦斎園霊きゅう車の廃止について（報告）を議題といたします。

本件について、事務局よりの説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 会長、事務局長。

○会長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） それでは、協議事項（1）衣浦斎園霊きゅう車の廃止につきまして、参考資料 1 によりましてご報告をいたします。

適宜参考資料にもご参照いただきますよう、お願いいたします。

始めに 1 の報告要旨でございますが、霊柩自動車の設置及び管理に関する事務につきましては、衣浦衛生組規約第 3 条第 5 項における共同事務でありまして、廃止に当たっては地方自治法第 290 条により碧南市及び高浜市議会の議決を得る必要があるため、本件内容についてご報告させていただくものであります。

次に、2 の斎園霊柩車を廃止とする理由でございますが、（1）平成以降、民間霊柩車が普及し、斎園霊柩車の利用率が大幅に低下をしております。

参考資料 2 を御覧ください。

1 の（1）のグラフの折れ線が利用率でありまして、昭和 58 年に事業を開始いたしました。それで開始当初、昭和 60 年の 90.1% をピークにして右肩下がりの状況がお分かりいただけたと思います。特に平成 7 年頃からは急激に減少し始め、以降、火葬件数の増加とは対照的に減少を続け、昨年度においては火葬件数 1,278 件に対し、76 件の 5.9% というところまで低下をしている状況でございます。

資料 1 にお戻りください。

次に、（2）このような状況の中、利用の大部分を担ってございました碧南市の葬儀業者 1 社が本年 7 月をもって廃業され、譲渡業者においては斎園霊柩車の利用をしないという旨の報告があり、今後の利用が見込めない状況となりました。

参考資料 2 の 1 の（2）令和 5 年度利用状況の表を御覧いただきますと、今年度 8 月末までの合計で火葬件数 540 件に対し、斎園霊柩車の利用は 20 件の 3.7% まで低下をしております。ま

た、8月の利用は1件となっており、このままいけば今後も1件、2件もしくは利用のない月もあるのではないかと推測をしております。

次に（3）といたしまして、参考資料2の2斎園霊柩車にかかる収支の表を御覧いただきますと、令和4年度の決算において実質170万円弱の赤字でございます。これ以上の費用対効果は見込めないという状況でございます。

次に（4）といたしまして、車両の状況でございますが、現在斎園霊柩車は1台を保有しており、平成18年の購入から17年が経過していることから不具合も懸念されるところであります。

○会長（長谷川広昌） すみません。暫時休憩いたします。協議会のほうで傍聴のほう、申請されてない方がおりますので、申請されてない方は退室をお願いいたします。

午後4時24分 休憩

午後4時26分 再開

○会長（長谷川広昌） では再開をお願いいたします。

○事務局長（片山正樹） ちょっとダブるかもしれませんが、次に（4）といたしまして、車両の状況でございますが、現在斎園霊柩車は1台を保有しており、平成18年の購入から17年が経過していることから不具合等も懸念されるところであります。この利用状況及び費用対効果から今後の更新は現実的ではないと考えております。

次に（5）といたしまして、過去民間の霊柩車と言いますと高級外車をリムジン改造したものや宮型霊柩車が主流で、大変高価なものでありました。比較的経済に余裕のある方が豪華な民間霊柩車を、一般の方は公共の霊柩車をご利用いただいている状況でございました。ところが平成以降は景気の低迷や核家族化により葬儀にお金をかけない時代のニーズに合わせ、民間霊柩車が良心的な価格で標準的に葬儀プランに組み込まれることになった背景がございます。こうしたことから斎園霊柩車の利用はほぼなくなり、廃止しても市民への影響は極めて少ないと考えられます。

最後に（6）として、愛知県内の火葬場を持つ34団体について調査したところ、公共が霊柩車を保有している事例は非常に少なく、私どものほかには安城市と東三河地域に5例を残すのみでございました。聞き取りでは、ほとんどの自治体が時代とともに霊柩車を廃止してきておりますが、特に問題が生じたという事例は聞かれませんでした。

以上が、斎園霊柩車について今年度をもって廃止するという方向性に至った主な理由でございます。

3の廃止の時期は令和6年3月31日でございます。

4の今後の予定といたしまして、12月に両市の議会にて規約変更議案を上程させていただく予定でございます。裏面に移りましてご議決を賜りました後、県へ規約変更の申請及び許可、それとともに市民、関係者への周知を行ってまいります。3月には組合議会において、霊柩車廃止

に関する条例改正議案を上程させていただき予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上で斎園霊柩車廃止についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（長谷川広昌） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番（山口春美） 会長、1番。

○会長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 私たちは斎園で庶民が安気にお金に苦勞することもなく、葬儀が行えるようにと心のこもったお見送りをさせていただきたいということで、あそこの整備についても積極的に進めてきた立場を取ってきました。それで、そこではもう仕様の1、2、3ということで、低額の規格葬儀をやられています。30万、15万5,100円、10万1,000円ということで、それぞれそこには霊柩車が1万6,000円ずつで組み込まれています。それでこれが病院に今入院してみえて息がなくなったという人は、一旦は慰霊室に入れられるんだけど、そこに迎えに来てくださる人は、何、この仕様1、2、3の場合は誰が来るんですか。この霊柩車については、これを使ってやられている事例はないんですか。この昨年72件でしたね、決算では。今年半年だから、まだ20件で1件しかないよとってということだけど、私たちはここの規格葬儀を増やしていこうということで考えているんじゃないの。全体的にはこの、あそこの施設を使う量が増えたので先ほどの決算も利用料が増えているんじゃないんですか。本当に今景気がよくなったとか言われなかった、説明で。そんなことないよ、物価高騰や年金が削減され、消費税が上がり、もう本当に大変なので、最後に全くお金がなしでおられる方も見えるし、かき集めて10万円ぐらいは何とかしましょうという形の方も見えるし、直葬の方も見えるしね。そういう人はどうされたらいいんですか。ほいで、実際にこの20件、決算の時の72件の方はどういう事例の時に使われたのか。何かワタナベさんが専用でそれを使ってみえたとか言われたけど、その方が辞めちゃうといないので、シルバーさんは衣浦衛生から委託していたんでしょう。だから、その、ここでやっても葬儀屋さんに頼むんだけど、実際には夜帰っちゃうもんだから、全然何か聞くこともできないしってことで、せっかくここで規格葬儀やるなら、やっぱりここの責任者の方が1人はいていただいて、ちゃんと何かあった時に対応してもらえるようにしてほしいなというのも聞いているんですが、ニーズとして。みんななくなっちゃうもんで、結局葬儀屋さん任せということで、ここでやる意味がなくなっちゃうじゃんということと言われる場合もあるんですよ。これ実際にはどうだったのかというの、もう一つ分かりやすく。今年の20件、去年の72件。これ、なくなったらどうなっていくのか、教えてください。

○庶務課長（高橋文彦） 会長、庶務課長。

○会長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） いろいろご心配をいただいているということであると思いますけれども、実際には今規格葬儀のお話をされましたけれども、規格葬儀というのは民間の葬儀屋さんが

やると、この金額で最低限やっていただけますよという、そういうプランでございますので、霊柩車からひつぎから全ては民間を使うということで、そこに斎園の霊柩車が入るというものではございません。

また、今大きな理由として最終的に言われた葬儀屋さんがコロナとか、様々な影響で廃業されるということがあるんですけども、先ほど説明の中で折れ線グラフを見ていただきますと、葬儀屋さんのほうで自前で霊柩車を持たれるようになってから斎園の霊柩車というのはどんどん利用がなくなっている状況でございます。ただ、地元の葬儀屋さん、数件ございますけれども、比較的斎園の霊柩車を最近まで使っていてご協力いただいていたというような状況でありまして、今回廃止に当たってもほかの葬儀屋さんにとちょっと事情を説明して、お話をしておりますけれども、特に問題ないと。お客さんに斎園の霊柩車ないと困るかということを確認しておりますけれども、特にそれはほかにやり方はいろいろあるということで回答もいただいておりますので、実際には葬儀屋さんが斎園の霊柩車を協力的に使っていただいていたというところで。そういう方が見えなくなってくると、利用もこれ、このままなくなっていくかなど。もう年間数件ぐらいになっていくという見込みが立ちましたので、廃止が妥当という判断をしたものでございます。よろしく申し上げます。

○1番（山口春美） 会長、1番。

○会長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） まあ、死んでからも費用対効果なんて言われちゃうと情けないなと思うんですけど、実際にその仕様書によって1、2、3で、結構ニーズがあったんですか。これからもこの霊柩車1万6,500円で、はじいてあるけれども、自前のその高級車を使ってミヤビだか、外車だか、にばかりになるんですか。1万6,500円のものを使って各組合に入っている葬儀屋さんがやってくださるということなんですか。実際にはこれ、結構使ってみえるの。1、2、3で。どのぐらい件数があるんですかね。

私もいろいろこう1人暮らしの方とか、お世話するんですけど、今入院してみえて、もし亡くなられたら葬儀屋さんにもまず言いますよね、電話して。とりあえず運んでもらわにゃあ、いかなもんだから。自宅にせよ、衣浦斎園にせよ。その時はバンで来るわね、その葬儀屋さんのバンで。そうしたらもう霊柩車使わずに直葬でやっちゃうので、全然これがなくなろうと構わないんですかね。そういう出番がなくなる、なくなってしまっ。そういうことなの。何の心配もなく私たち賛成しちゃっていいんですか、これ。私そういう末端の人たちのことをよくお世話するんですけど、その人たち直葬でもうして、そこで少しお経をあげてもらって燃やすということで、霊柩車関係なくバンで運んでもらいさえすれば、ほかに納棺してもらってやれるということ。で、賛成しちゃっていいんですか。高橋さん。

○庶務課長（高橋文彦） 会長、庶務課長。

○会長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 様々ご家庭の事情がありますので、どういう葬儀の仕方というのがここで一概には申し上げられないところでもありますけれども、規格葬儀のことをとても言っていたいてうれしいことでもありますけれども、実際それは葬儀屋さんに、これでやってくださいと言うとやっていただけますよという、そういうプランを、衣浦斎園を利用している葬儀屋さんの中で作っていただいたもので、斎園がそれでやってくださいと頼んでいるわけではございませんので、別にそこで示されている規格葬儀でやっても葬儀屋さんプランでやっても、それはどちらでも構いませんので、特に件数は、今現在把握はしておりません。

○1番（山口春美） 会長、1番。

○会長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） これ、衣浦斎園の御利用案内というパンフレットの中に折り込まれている規格葬儀料金ということで、私公的な葬儀かなと思ったんですけれども、これに加えて相談すれば人の数も参加者の数も変わってくるし、どんどんどん増えていって30万の計画でも50万になったり、いろいろするのね。せめてこの企画でやったかどうかぐらいは把握してもらわないと。本当に10万円ぼっきりでできるの。テレビでよく宣伝しているけど。それも分からない。もう向こう行っちゃった話だから。その中で霊柩車は本当に必要なく、なくて大丈夫なんですか。

○庶務課長（高橋文彦） 会長、庶務課長。

○会長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） ですので葬儀屋さんのほうからは、特に斎園の霊柩車、公共霊柩車は先ほども局長が説明していただいた中でも霊柩車を持っている自治体が少ない状況です。県内でも7件ぐらい、うちを含めて7件ぐらいです。ですので、霊柩車を廃止したら何か問題があるかというところでは、特に問題はないということとなっておりますので。霊柩車そのものが、この公共が持たなければいけない法的なその裏付けによって持っているわけではございませんので、民間でやれる部分は民間でやっていただくと。経済的な理由がある方には、もっとお安くやる方法とか、その辺も葬儀屋さんがいろいろご提示させていただいていると思いますので、霊柩車一つが問題だということではないということで、ご理解をいただきたいなと思います。

また、先ほどの説明の中で過去には大きな霊柩車、宮型ですとか、外車。まだございますけれども非常に高いです。ですので、葬儀屋さんが持っている霊柩車はどちらかというところだとライトバンの、それほど負担のない霊柩車が手配されるかなと思いますので。一連の動き、病院のお迎えから火葬場の送り出しまで、一連の中で葬儀屋さんも動かれたほうがやりやすいというところもあると思いますので、特にそこは問題はないというふうに、こちらも。

○1番（山口春美） 3回だった。

○会長（長谷川広昌） はい。

○1番（山口春美） 3回やった。

○会長（長谷川広昌） 3回やっちゃいました。ほかに。質疑・・・

○2番（大竹敦子） 会長、2番。

○会長（長谷川広昌） 2番、大竹議員。

○2番（大竹敦子） 先ほども局長さんがお話されたように、霊柩車も一般の民間の葬儀屋さんも価格の安いものをお持ちで、斎園の霊柩車を使わなくてもそういった利用者さんのご希望に沿った形で高級なものから本当に斎園の霊柩車同等ぐらいの金額でやれる、そういう霊柩車をお持ちの中で価格は利用者の方のご希望に添えるということが今後も可能であるというふうに受け止めていいのか。その辺をちょっともう1回だけ確認をさせてください。あの、バンと言っても、やはり霊柩車の形ですもんね、ちゃんと。その辺も確認。

○庶務課長（高橋文彦） 会長、庶務課長。

○会長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） そのこの確約ができるかというのが、その辺はありますけど、特に民間の方のほうが、民間の利用者のほうがお客さんの要望に沿うということが柔軟に対応されていると思いますので、ご負担のないような対応というのは十分考えていただいているというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○会長（長谷川広昌） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（長谷川広昌） 質疑もないようですので、これにて報告を終わります。

○会長（長谷川広昌） 以上をもちまして、協議事項は終了いたしました。

これにて令和5年第3回衣浦衛生組合議会協議会を閉会いたします。

慎重ご審議、誠にありがとうございました。

（午後4時45分閉会）

以上は、令和5年9月28日に行われた令和5年第3回衣浦衛生組合議会協議会の会議録であります。

令和 5年 9月28日

会 長 長谷川広昌